

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第56号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和56年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類の提出部数)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる書類の提出部数は、当該各号に定める部数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令第5条の3の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及びその添付書類</u> 正本1通及びその写し1通</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第10条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、その主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。ただし、<u>省令第14条の5第1項の登録移転申請書</u>は、この限りでない。</p>	<p>(書類の提出部数)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる書類の提出部数は、当該各号に定める部数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令第5条の2の変更届出書</u>及びその添付書類 正本1通及びその写し1通</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第10条 法、省令、保証金規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類 (<u>省令第14条の5第1項の登録移転申請書を除く。</u>)は、その主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。ただし、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する場合は、この限りでない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第8号中

「

氏名 (従業者証明書番号)	性別	生年月日	主たる職務内容	宅地建物取引士	従事すること となつた年月日
()	男・女	・ ・			・ ・
()	男・女	・ ・			・ ・
()	男・女	・ ・			・ ・
()	男・女	・ ・			・ ・
氏名		生年月日		宅地建物取引士	従事しなくなった年月日
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・
変更前	変更後	生年月日	変更年月日		
		・ ・	・ ・		
		・ ・	・ ・		

」

を

氏名 (従業者証明書番号)	主たる職務内容	宅地建物 取引士	従事すること となつた年月日
()			・
()			・
()			・
()			・
氏名		宅地建物 取引士	従事しなくな つた年月日
			・
			・
			・
			・
変更前	変更後	変更年月日	
		・	
		・	

」

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2号の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第8号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。